松本市中央図書館及び信州大学医学部附属病院患者図書室における
図書館業務の連携に関する協定書

松本市長　菅谷　昭（以下「甲」という。）と信州大学医学部附属病院長　小池　健一（以下「乙」という。）とは，図書館業務を連携して実施することについて，次の条項により協定を締結するものとする。

（目的）

第１条　この協定は，松本市・波田町広域図書館ネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」という。）により，甲及び乙が行う図書館業務を連携して実施することにより，入院患者，外来患者及びこれら患者に関係する市民等の利用に供し，その教養，調査研究，レクリエーション等に資することを目的とする。

（協定期間）

第２条　本協定の存続期間は，協定締結の日から図書館業務を連携して実施することを終了する日までとする。

（実施の場所）

第３条　甲及び乙は，信州大学医学部附属病院患者図書室（以下「患者図書室」という。）において図書館業務を連携して実施する。

（連携の内容等）

第４条甲及び乙は，次に掲げる図書館業務を連携して行う。

⑴　図書館奉仕のため，図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第３条各号に規定する事項

⑵　甲が実施する団体用貸出文庫に関する事項

⑶　乙が所蔵する資料に関する事項

⑷　ネットワークシステムを利用した図書館資料の予約，予約資料の受渡し及び返却業務に関する事項

２　乙が図書館業務を実施するに当たっては，本協定に定めるところによるほか，別途契約を締結する患者図書室の窓口業務に関する委託契約に従って行うものとする。

（利用の方法）

第５条　松本市中央図書館及び患者図書室又は図書館資料の利用方法は，この協定に定めるもののほか，それぞれの図書館の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

（情報管理）

第６条　乙及び図書館業務の一部に従事する者は，図書館業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項（以下「守秘事項」という。）を外部へ漏らし，又は他の目的に使用してはならない。

２　乙は，管理運営上やむを得ず，第三者に守秘事項を提供するときは，事前に甲に届け出て承認を得なければならない。

３　乙は，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び松本市個人情報保護条例（平成３年条例第２号）の規定に基づき，図書館業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい，滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（費用負担）

第７条　患者図書室の運営等に係る費用負担は，次のとおりとする。

区　　分	負担割合
ネットワークシステムのハードウェア及びソフトウェアに係る共用部分の経費	甲　１０／１０
図書室に係る初度調弁費（ネットワークシステムのハードウェアを含む） ネットワーク回線使用に係る経費 患者図書室が実施する窓口業務以外の事業 施設維持管理費	乙　１０／１０
患者図書室専任配置職員賃金 患者図書室に係る分館メール便業務委託料	甲・乙それぞれ　１／２

（疑義等の決定）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは，甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結を証するため，本協定書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自その１通を保有するものとする。

平成２１年　３月２３日

甲　松本市長

乙　国立大学法人信州大学医学部附属病院

病院長